

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 現状（平成19年4月1日現在）

（1）職員数及び平均給与等

区 分	本町			民間	
	職員数	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
全 体	14	49.9 歳	334.1 千円	—	—
調理師	7	53.6 歳	330.3 千円	*	*
診療助手	7	46.3 歳	337.9 千円	—	—

※ *箇所については、厚生労働省の賃金構造基本統計調査データの民間類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していないため掲載していません。

※ 該当する数値のない欄については、すべて「—（ハイフン）」としています。

（2）給料表等

給料表は、国家公務員の行政職給料表（二）（5級制）を採用（診療助手については、国家公務員の医療職給料表（二）を適用）しています。

諸手当は、支給要件を満たした場合は、一般行政職の職員と同様の扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。なお、特殊勤務手当は支給されていません。

（3）昇給昇格

技能労務職員の昇給昇格については、国家公務員に準じた運用を行っています。また、一般行政職の職員と同様に人事評価の早急な導入に努めます。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成6年度以降退職不補充とし、平成6年4月1日現在38名の技能労務職員が、平成19年4月1日現在までに24名削減され14名となっています。今後も集中改革プランに基づき、組織の統廃合、民間委託等により職員数の削減を行っていきます。

3 具体的な取組内容

これまでの取り組みは、平成11年度から自動車運転手手当を廃止し、平成15年度からは自動車運転手の職自体を廃止し委託業務としました。また、平成17年9月から町立病院の調理業務を完全民間委託し、職員数の削減を図りました。今後は、平成20年度から診療助手の給料表の適用について関係者と協議を行っていきます。

4 その他

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意し、国、県及び他の地方公共団体における同種の職員の給与等を参考としながら適正な給与制度・運用に努めます。